

令和7年度 佐伯市ワークトライアル事業業務委託仕様書

1. 業務委託名称

令和7年度佐伯市ワークトライアル事業業務委託（以下、「本業務」とする。）

2. 業務の目的

本業務は、市内外の短期就労求職者と市内事業者とのマッチングにより労働力を確保し、就業を通じた関係人口の創出と地域社会の担い手の確保により将来的な移住・定住に繋げることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から、令和8年3月19日（木）まで

4. 業務内容

(1) 業務準備

本業務を円滑に実施するため、業務全体に関する業務工程表の作成、実施協力体制の構築、各業務項目に対する実施手順の整理等を行うこと。

(2) 市内事業者等との連携

市内事業者等との連携を図る場合は、各事業者の役割を明確にするとともに、実施協力体制構成書（様式第5号）及び実施協力体制図（任意様式）を提出すること。

(3) 本市の現状と課題の整理

本市の現状と課題を整理し、本業務に生かすこと。

(4) システムの概要

市内事業者が求人情報をアプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という。）に掲載でき、働き手がアプリから応募できる仕組みとする。また、地方で働く意欲のある市内外求職者と本市の求人事業者とのマッチングを図るものであること。

(5) アプリの詳細条件

①公共性

ア 多くの市内事業者が利用できる仕組み

- ・幅広い業種が利用できること
- ・事務負担が少なく、大小様々な市内事業者が利用できること。
- ・労働時間等を管理する勤怠管理の仕組みがあること。
- ・給与の即日払いを原則とし、請求者の意思及びニーズに応じた柔軟な給与支払いを、市内事業者の負担を増やすことなく代行できる仕組みであること。

イ 多くの人が働ける仕組み

- ・専門性のあるなし問わず、就業できる仕組みであること。
- ・子育て、介護世代、シニア世代なども活躍できる仕組みであること。
- ・市内外の求職者が応募、就業できること。
- ・性別、国籍、年齢問わず応募、就業できること。

ウ 関係人口創出の仕組み

- ・地方で働く意欲のあるものと、市内事業者の求人募集とのマッチングを図り、関係人口創出を図ること。

エ コンプライアンス遵守・労働者保護

- ・直接雇用によるマッチングになること。
- ・評価やレビュー情報を公開できること。
- ・外国籍者の就業制限(資格外活動許可を受けると週28時間までアルバイトが可能)を守ること。外国人労働者を雇用する際には、在留カードを確認すること、労働条件を事前にしっかり説明すること。

②持続性・発展性

ア 市内事業者の負担少

- ・事業者の労働力不足を解消できる仕組みであること。
- ・長期雇用へ促進できること。

③システムの詳細要件

ア 利用者向けの環境整備

- ・求職者向けの応募アプリ等であること。
- ・企業向けの申込アプリ等であること。
- ・求職者向けの応募や企業向けの申込は、パソコン、スマートフォン、タブレット等から利用でき、システムはアプリやWebブラウザを活用するものであること。

イ 効果的な求人掲載・採用

- ・市内事業者は求人情報を柔軟に掲載できること。
- ・1時間単位での短時間就労を可能にできること。
- ・市内事業者、求職者双方が評価やレビューを確認できること。

(6) 事業の告知及び周知等

ア 事業の告知及び周知

市内外求職者向け申込登録アプリ及び事業者向け申込登録アプリの認知度向上及び登録促進に向けて広く周知を図ること。

また市外求職者向けには、地方で働く意欲のある者に対し、本事業の周知をアプリにより積極的に実施すること。

イ 各種セミナー開催

事業者向け及び市内求職者向けのセミナーを開催すること。

5. 留意事項

(1) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、速やかに発注者・受注者にて協議をおこなうこととする。

(2) 業務遂行上の協議体制

業務の履行にあたり、当市及び関係事業所等と十分な関係者会議（議事録作成を含む）による打合せを現地及びWeb開催により進めること。また、十分な知識を有する者を配置すること。

(3) 資料の貸与

発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、または内容を掲示したりしてはならない。

(4) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を許可なく他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) 中間報告書及び成果品の作成

本業務で実施した（実施中を含む）内容及び途中経過を中間報告時に、また最終実績を成果品として報告すること。なお、報告書の提出は中間時（11月10日まで）に、成果品は完了時とする。

本業務の成果品は、以下のとおりとする（電子データを含む）。

- ・業務報告書 一式

(6) 再委託の禁止

受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ発注者の承認を得ることとする。